

# 一般社団法人日本ドローンショー協会会員規則

## 第1条(目的)

本規則は、一般社団法人日本ドローンショー協会(以下「本協会」という)の会員に関する事項を定めることを目的とする。

## 第2条(会員の種別)

本協会の会員は、次の3種とする。

1. 正会員:本協会の目的に賛同し、運営に協力する意思のある法人
2. 一般会員:本協会の目的を理解し、支援する意思のある法人または個人
3. 特別会員:自治体、省庁に限定する

## 第3条(入会)

本協会の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

理事会は、前項の申込みがあったときは、その諾否を決定し、これを本人に通知するものとする。

## 第4条(入会の条件)

会員は入会にあたり下記の条件を満たすことが求められる。

1. 本協会の趣旨への賛同
2. 本協会の決定事項の遵守
3. 正会員については、ドローンショー事業に関する旺盛な参入意欲と具体的な事業計画を有すること
4. 特別会員については、現在および将来においてドローンショーの開催を企画、計画している自治体および関連団体とする

## 第5条(入会金及び会費)

会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

入会金及び会費は以下の通りとする。

1. 正会員:入会金15万円、年会費50万円
2. 一般会員:入会金1.5万円、年会費10万円
3. 特別会員:入会金無料、年会費無料

## 第6条(会員の権利)

正会員は、以下の権利を有する。

1. 社員総会への参加、議案の提案権、議決権の行使
2. 事業チームへの参加
3. 本協会が提供する全てのサービスの利用
4. 一般会員は、本協会が提供する特定のサービスを利用する権利のみを有する。
5. 特別会員は、本協会が提供する特定のサービスを利用する権利のみを有する。

## 第7条(退会)

会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

## 第8条(除名)

会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議によりこれを除名することができる。

1. 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
2. 本協会の会員としての義務に違反したとき
3. 会費を1年以上滞納したとき

#### 第9条(会員資格の喪失)

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 法人である会員が解散したとき
2. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
3. 除名されたとき

#### 第10条(会費等の不返還)

会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

#### 第11条(情報保護及び守秘義務)

1. 会員は、本協会の活動を通じて知り得た本協会及び他の会員に関する情報(以下「機密情報」という)を厳重に管理し、本協会の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、漏洩してはならない。
2. 機密情報には、以下のものを含むが、これらに限定されない。
  - 2.1. 本協会の運営に関する情報
  - 2.2. 他の会員の事業に関する情報
  - 2.3. ドローンショーの技術や運用に関する非公開情報
  - 2.4. 本協会が開発するガイドラインの策定過程に関する情報
  - 2.5. 本協会の財務情報
3. 以下の情報は機密情報に含まれないものとする。
  - 3.1. 公知の情報または会員の責によらずして公知となった情報
  - 3.2. 会員が機密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
  - 3.3. 本協会から開示を受ける以前に会員が既に保有していた情報
4. 会員は、本協会の活動に参加する従業員等に対しても本条と同等の守秘義務を負わせるものとする。
5. 本条の義務は、会員資格喪失後も3年間継続するものとする。
6. 本条に違反した会員は、第8条に基づき除名の対象となる可能性がある。また、本協会に損害を与えた場合、その賠償責任を負うものとする。

#### 第12条(反社会的勢力の排除)

会員は、自らが、現在および将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとする。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という)
2. 反社会的勢力に経営を支配され、または経営に実質的に関与されている者
3. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしている者
4. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者

#### 第13条(規則の変更)

本規則の変更は、理事会の決議を経て行う。

附則本規則は、2024年9月2日から施行する。